

○秋田県後期高齢者医療広域連合に対する意見公募手続に関する要綱

平成19年7月2日事務局長決裁

秋田県後期高齢者医療広域連合に対する意見公募手続に関する要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、広域連合に対する意見公募に関する手続（以下「意見公募手続」という。）に関し必要な事項を定めることにより、広域連合の政策等の形成過程における透明性を確保し、住民への説明責任を果たすとともに、住民の広域連合事務への参加を推進することを目的とする。

(対象)

**第2条** 意見公募手続の対象となる広域連合の重要な政策等（以下「政策等」という。）は、広域計画及び広域連合の基本的政策を定める計画の策定又は改定並びに広域連合長が意見公募手続を実施する必要があると認めるものとする。

(適用除外)

**第3条** 前条の規定にかかわらず、広域連合長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、意見公募手続を実施しないことができる。

- (1) 地方自治法第74条第1項の規定に基づく直接請求により条例を制定し、又は改廃する場合
- (2) 住民意見を聴取する手続が、法令、条例若しくは規則又はこの要綱以外の要綱等に定められている場合
- (3) 迅速又は緊急を要すると認められる場合
- (4) 軽微なものと認められる場合
- (5) 広域連合長に裁量の余地が少ないと認められる場合

(公表)

**第4条** 広域連合長は、政策等を策定しようとするときは、意思決定を行う前に、相当の期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

- 2 広域連合長は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成の趣旨、目的及び背景に関する資料等、案の理解に資するための資料を併せて公表するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、広域連合長が指定する場所での閲覧及び配布、ホームページへの掲載等により行うものとする。
- 4 前項の規定による公表を行う際に、次に掲げる事項を掲載し、意見公募手続の実施について周知を行うものとする。

- (1) 名称

(2) 意見等の提出期間

(3) 案等の入手方法

(意見等の提出)

**第5条** 広域連合長は、前条第4項第2号の意見等の提出期間を、意見等の提出開始の日からおおむね30日を標準として定めるものとする。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法による。

(1) 広域連合長が指定する窓口への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

(5) その他広域連合長が必要と認める方法

3 広域連合長は、意見等を提出しようとする者に、住所又は所在地、氏名又は名称及び連絡先等の提示を求めることができる。

(意思決定)

**第6条** 広域連合長は、提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

(個人情報の保護等)

**第7条** 広域連合長は、収集した個人情報について秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第24号）に従って適切に取り扱わなければならない。

2 広域連合長は、住民等から提出された意見等に秋田県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第22号）第7条各号に規定する非公開情報が含まれていると認めるときは、その全部又は一部を公表しないことができる。

(運用状況の公表)

**第8条** 広域連合長は、意見公募手続の実施状況等を取りまとめ、公表するものとする。

(その他)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、意見公募手続について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。